構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 深川市

2 構造改革特別区域の名称

ふかがわ果実酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

深川市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1)位置

深川市は、北海道のほぼ中央に位置し、旭川市など4市5町に接し、面積は529.23 kmで東西22km、南北47kmに及んでいる。本市の北部から南に雨竜川が、南部を東西に北海道第一の長流石狩川が貫流し、この両河川を中心に両翼に開ける平地には市街地と水田・畑等が形成されている。

(2) 気候

気候はやや内陸的で、北海道各都市の中では中ようを示し、四季の移り変わりを体感することができる。平年値で最高気温は8月の25.3度、最低気温は2月の零下13.0度で、年間の平均気温は6.4度。最深積雪は113cmである。

(3) 人口

人口は昭和 30 年の 42,520 人をピークに年々減少し、平成 22 年の国勢調査における総人口は 23,709 人となっている。また、平成 25 年 3 月 31 日現在の人口(住民基本台帳)は 22,763 人で、依然として減少を続けている。

(4) 産業

平成22年の就業人口は10,785人で、産業別には第1次産業が19.2%、第2次産業が12.8%、第3次産業が67.5%となっている。基幹産業は農業であり、良好な気候条件と土壌を生かし、基幹作物である水稲を中心に、畑作物や野菜、花卉、果樹などの生産が盛んで、地域経済の基盤を成している。

(5) 地域づくり

平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間を期間とする第五次深川市総合計画「ふかがわ未来創造プラン」を策定(平成 24 年 1 月)し、「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまちふかがわ」を都市像に掲げ、美しく豊かな自然環境の下日本の

食料を支えている本市の農業をはじめとする地域産業が発展し、市民が健康で心豊かに、安全で安心して暮らしていけるまちを、市民全員の力により実現することを 目指している。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、道内でも有数のりんごの産地として高い評価を受けてきたが、近年は、 後継者不足や高齢化の進展などにより、栽培農家が大幅に減少している状況にある。 そのような中、生産者や事業者においては、加工用途向果実を利用し、シードル やジュース等の加工品の製造・販売を行うなど、果樹農業の振興に向け様々な努力 を続けている。

しかしながら、これら加工品については、現在、市外事業者へ製造委託を行って おり、処理経費が高額であるなどの課題があることから、取組が大きく進展してい ない状況にある。

今後、果樹農業の維持・発展のためには、消費者ニーズに即した高品質な生食用 果実の生産はもとより、加工用途向果実の更なる有効活用や付加価値を付けた販売 等を行い農家所得の向上等を図る必要がある。

その方策の一つとして、規制の特例を活用し、多くの事業者等がシードル等の果 実酒製造に参入しやすくなるよう環境を整え、高品質で魅力的な加工品の創造や地 域ブランドを創出し、農業経営の安定や地域経済の活性化を図ることが求められて いる。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市におけるりんご等の果樹生産は、消費者の顔が見える交流型の産地づくりを 推進し、観光農園や直売、各種イベント等を行い、安全で安心な果実の提供のほか、 都市住民とのふれあいの場として取り組んでいる。

この他、生産者や事業者による地元のりんごを活用したシードルやジュース等の 製造や販売を行っており、果樹農業の振興のみならず、地域経済の振興と活性化に 寄与している。

このような中、後継者不足や高齢化の進展による果樹農家の減少など様々な課題も抱えている状況にある。

このことから、規制の特例措置を活用する事により、事業者等が果実酒の製造に 参入しやすくなり、新たな特産品の開発や地域ブランドの創出が期待でき、加工品 を起爆剤とした地域産業の活性化が期待できる。

また、地域内で生産された特産果実を用いることで、加工用途向りんごの有効活用や高付加価値化が図られるとともに、果樹の生産拡大や就農者の確保等へのつながりも期待でき、農業経営の安定を図ることが可能となる。

このほか、地元で製造することによる雇用機会の創出や、交流人口の増加などへの広がりも期待でき、農業の振興のみならず、地域全体の活性化につながることが

期待できることから、本特例措置を活用する意義は極めて大きいものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することにより、地域の特産果実であるりんごを使った酒類製造へ取り組みやすくなり、多くの事業者等がシードル等の果実酒製造に参入することが期待できる。このことから、シードルを中心に独創性にあふれた新たな事業への展開や雇用機会の創出等を図る。

また、事業者毎にオリジナリティ溢れる様々な種類のシードル等の製造が見込まれ、新たな特産品の創出や地域ブランドの確立を図り、本市の魅力向上や交流人口の増加に向けた取組につなげる。

さらには、これらの取組により、加工用途向果実のより一層の有効活用や高付加価値化などによる農家経営の安定を図るとともに、果樹の生産拡大や就農者の確保なども期待でき、産地の維持・発展、ひいては地域全体の発展を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品の開発及びブランド化等による収入増加と知名度アップ

新たな地域特産品の開発及び加工品として付加価値を高めたブランド化の推進により有利販売が可能となり、販路拡大や農業収益の増加等が図られる。

また、新たな取組を広く市内外にPRすることで、本市及び本市果実の知名度アップにつながる。

(2) 地域農業の振興

生食用と比較して省力栽培が可能な加工用途向果実の生産が拡大することで作業の効率化や労働力不足への対応が図られるとともに、規格外品の有効活用が可能となり、果樹の生産拡大や高付加価値化による収益向上等が見込まれる。

(3) 農業・観光等の連携による地域活性化

醸造施設の誕生により、観光果樹園等と連携した体験型農業の受入促進が期待できるほか、ジュース・ジャム等の他加工品の開発も期待できる。これらを、観光や特産品販売に携わる関係団体や地元飲食店等と連携し、一体的に周知・販売を図る事で、都市と農村の交流拡大が期待でき、地域全体の活性化が図られる。

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	平成 26 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
特産酒類製造事業者数	1 件	2件	2件
果実酒製造量	2 kl	8 kl	8 kl

8 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

※別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特区内において生産された地域の特産物である農産物(りんご)を原料とした果実酒(特産酒類)を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

- (1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
- (2) 事業が行われる区域 深川市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために 果実酒を製造する。

5 当該規制の特性措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物である「りんご」を原材料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、地元農産物の消費拡大や高付加価値化につながるとともに、新たな特産品及び地域ブランドの創出が図られ、農業の振興並びに地域経済の活性化に寄与する。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として 必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。